

防衛医科大学校達第8号

防衛医科大学校の雑誌等の編集及び発行に関する達を次のように定める。

昭和50年12月4日

防衛医科大学校長 松 林 久 吉

防衛医科大学校の雑誌等の編集及び発行に関する達

改正 昭和62年 4月 1日達第 3号
昭和62年 6月20日達第 7号
平成 8年10月 1日達第10号
平成23年12月27日達第 5号

(目的)

第1条 この達は、防衛医科大学校の雑誌等の編集及び発行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(雑誌等)

第2条 防衛医科大学校の雑誌等は、防衛医科大学校雑誌（英文名称は、Journal of the National Defense Medical College）、防衛医科大学校進学課程研究紀要（英文名称は、Bulletin of Liberal Arts & Sciences of the National Defense Medical College）及び防衛医科大学校研究年報（英文名称は、National Defense Medical College Research Annual）とする。

- 2 防衛医科大学校雑誌は、医学に関する研究論文を和文又は欧文により収録する。
- 3 防衛医科大学校進学課程研究紀要は、進学課程の学科目に関する研究論文を和文又は欧文により収録する。
- 4 防衛医科大学校研究年報は、職員（医学研究科学生及び研修医官を含む。）によってなされた学術的業績の概要を和文又は欧文により収録する。

(発行)

第3条 防衛医科大学校の雑誌等は原則として、毎年度1回以上発行する。

(編集委員会)

第4条 防衛医科大学校雑誌及び防衛医科大学校進学課程研究紀要の投稿要領を定め、これに掲載する論文等を決定し、かつ、それぞれの編集を行うため、次の各号に掲げる委員会を置く。

- (1) 防衛医科大学校雑誌編集委員会（以下「雑誌編集委員会」という。）
- (2) 防衛医科大学校進学課程研究紀要編集委員会（以下「研究紀要編集委員会」という。）

(委員会の構成等)

第5条 前条に定める委員会は、次の各号に掲げる委員長及び委員をもって構成する。

- (1) 雑誌編集委員会委員長及び研究紀要委員会委員長は、それぞれ進学課程及び専

門課程の教官等並びに防衛医学研究センターの教官等のうちから学校長が指名する。

(2) 雑誌編集委員会委員は、進学課程及び専門課程の教官等並びに防衛医学研究センターの教官等のうちから学校長が指名する教官等若干名。

(3) 研究紀要編集委員会委員は、進学課程の教官のうちから学校長が指名する教官若干名。

2 委員長は、委員会を召集し、会議を主宰する。

3 委員長及び委員の任期は、それぞれ2年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

(防衛医科大学校研究年報の投稿、編集等)

第6条 防衛医科大学校研究年報の投稿、編集その他必要な事項は、図書館長の定めるところによる。

(庶務)

第7条 雑誌編集委員会及び研究紀要編集委員会の庶務は、図書館事務室において行う。

附 則

この達は、昭和50年12月4日から施行する。

附 則

この達は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この達は、昭和62年6月20日から施行する。

附 則

この達は、平成8年10月1日から施行する。

附 則

この達は、平成23年12月27日から施行する。